

一時保護の手続等の在り方に関する これまでの議論等の概要

一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等の概要

平成28年

- 社会保障審議会 児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）
 - ・ 裁判所又は裁判官が保護者に対する指導に直接関与する制度の導入や、一時保護等や28条審判における裁判所の関与のあり方を検討すべきこと等を提言
- **児童福祉法等の一部改正**
 - ・ 保護者の支援に関する国・地方公共団体の責務や、親子関係再構築支援に関する関係機関等の連携
 - ・ 要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方を検討することなどを規定
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）（抄）
 - ・ 児童保護手続における裁判所の関与の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

平成29年

- 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会議論の整理（抄）
 - ・ 児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて段階的に司法審査を導入することとし、その第一段階として、現行の一時保護の期間（2か月）を考慮し、まずは、一時保護が一定期間を超える場合に司法審査を導入することが考えられる。 等
- **児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正**
 - ・ 以下の規定により、児童等の保護についての司法関与等を強化
 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）
 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）
 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）
 - ・ 上記の各規定につき、検討規定

令和元年

- 児童虐待防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抄）
 - ・ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。
- **児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正**
 - ・ 児童虐待を行った保護者への指導措置をとる場合に、児童虐待の再発を防止するため、保護者支援プログラムを実施することを努力義務として規定
 - ・ 都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置の手続の在り方について、改正法の施行後1年を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等 ①【H28の各種決定等】

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（平成28年3月10日）（抄）

○ 要保護児童の保護措置等の手続における裁判所の関与のあり方については、様々な意見が出されたが、児童相談所による保護者指導の緊急性、必要性が特に高い場合（児童が現に虐待を受けている場合等）において、その実効性を確保するため、裁判所又は裁判官が保護者に対する指導に直接関与する制度の導入等の、司法関与を一層強化する制度の導入について、関係部署と調整を行った上、早期に検討を開始する必要がある。また、一時保護等や28条審判における裁判所の関与のあり方についても、児童相談所の機能強化の状況等を踏まえた検討を行うべきである。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）（抄）

附則

第2条第2項

この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童(中略)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

児童保護手続における裁判所の関与の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

親子関係再構築支援【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

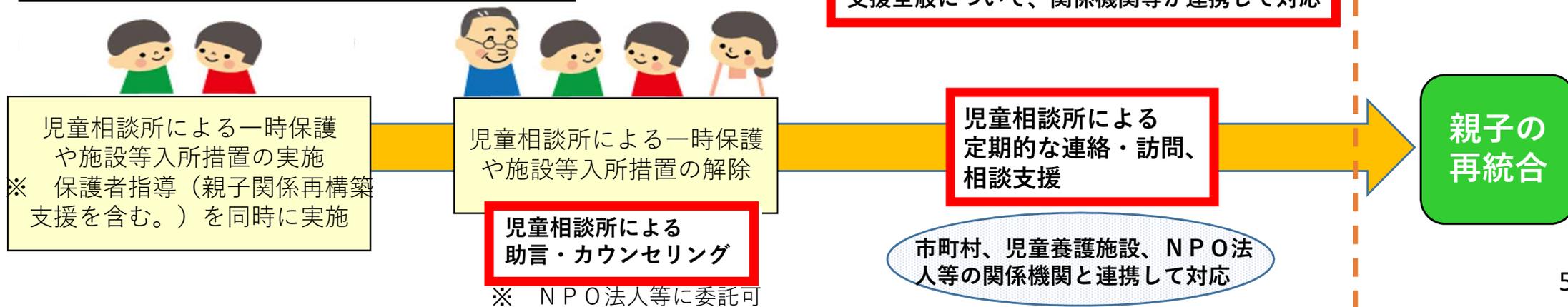
考え方

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
 - 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- ➡ 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
 - 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

親子関係再構築支援のイメージ図



一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等 ②【H28検討会関係】

児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）（児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会第10回資料）（抄）

1. 一時保護について

提案された対応案

- 一時保護を開始する際に、その必要性を審査するためには、家庭裁判所による一定期間内の速やかな審査や事前審査の導入を目指すことが求められる。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備と併せて段階的に司法審査を導入することとし、その第一段階として、現行の一時保護の期間（2か月）を考慮し、まずは、一時保護が一定期間を超える場合に司法審査を導入することが考えられる。
- この場合、制度の実施後相当期間内に、その実態や効果を検証し、必要な見直しを行う。

指摘された事項

- 緊急時の対応に支障が生じたり、児童相談所が必要な一時保護をためらうことがないようにすべき。
- 児童相談所や家庭裁判所の体制整備を計画的に行う必要がある。

2. 裁判所命令について

提案された対応案

- 指導が、親権行使の態様への介入に該当するような場合には、親権の在り方について後見的な役割を担う家庭裁判所が関与する仕組みを導入し、児童相談所長等の申立てにより、家庭裁判所が、児童虐待を行った保護者が従うべき事項を定めた養育環境の改善計画を作成し、保護者に対してそれに従うよう命じることが考えられる。
- 保護者指導の実効性を高めるための司法関与の在り方としては、親権の一部制限という考え方が法的に整理されていない現状においては、まずは、児童福祉法第28条における家庭裁判所の審査の前段階として、家庭裁判所が関与する仕組みとすることが考えられる。

指摘された事項

- 司法に行政（福祉機関）の役割を代替させる結果となり、司法の中立性・公正性を損なうことがないようにする必要がある。
- 保護者に対する裁判所命令については、裁判所による家庭への過度の介入となる危険を防ぐ方法がなく、憲法上の制約がある。

3. 面会通信制限、接近禁止命令について

提案された対応案

- 面会通信制限、接近禁止命令については、親権者等の行動の自由の制限を伴うことから、手続の適正性を一層確保するため、司法関与を強化することが考えられる。
- 対象範囲の拡大については、接近禁止命令について、一時保護や同意入所の場合に拡大することが考えられる。

指摘された事項

- 現在の児童相談所等の体制を前提とすると、これらの命令主体を裁判所とした場合、実務上の負荷が課題となり、柔軟な運用ができなくなるおそれがある。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

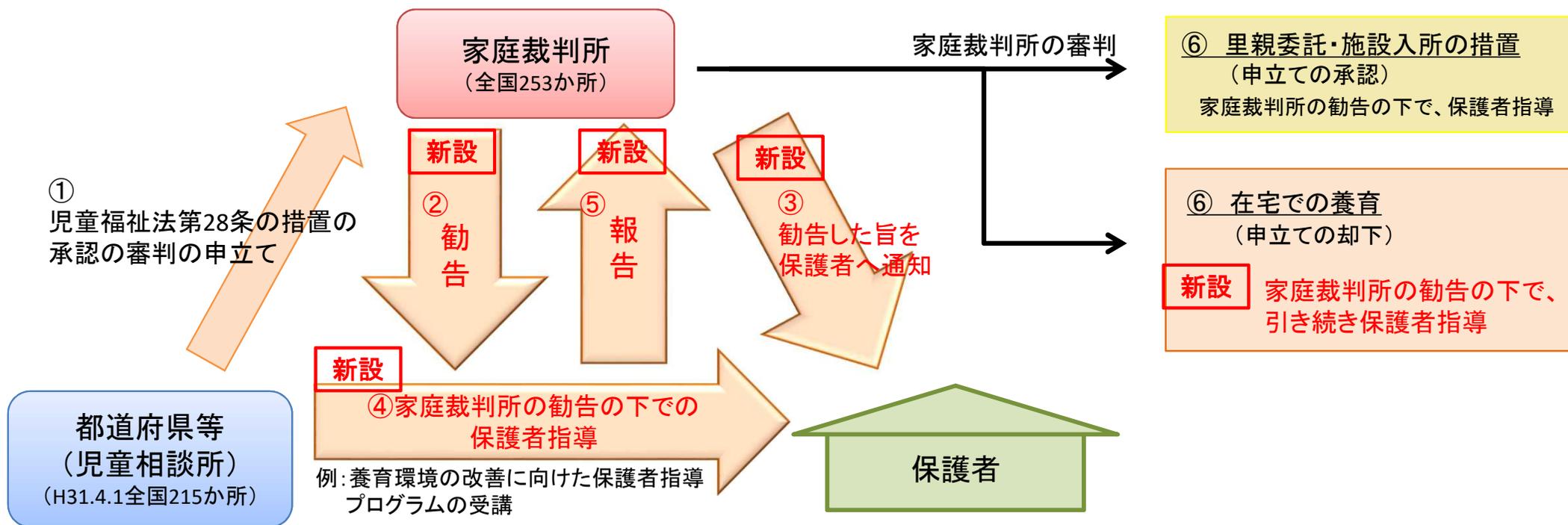
【児童福祉法】

課題

- 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
- ← 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

改正法による対応

- 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。



家庭裁判所による一時保護の審査の導入

【児童福祉法】

課題

- 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、**手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。**
- 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。

改正法による対応

- 児童相談所長等が行う一時保護について、**親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。**

改正後

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、**家庭裁判所の承認を得なければならない。**

現行

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

- 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

	開始時	2ヵ月経過時
総数	30297	3612
同意あり	23811	3144
同意なし	6486	468

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

(参考1)

- ・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数
年間255件 (平成29年度福祉行政報告例)

(参考2)

- ・児童相談所の設置数(平成31年4月1日現在)
全国215か所
- ・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
全国253か所 (本庁50か所、支部203か所)

<例外>

- 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合)は、家庭裁判所の承認を必要としない。
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合(即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

【児童虐待防止法】

課題

○ 現行の接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合(28条措置)のみ行うことができるが、**それ以外でも接近禁止命令が必要な場合がある。**

※ 接近禁止命令とは、都道府県知事が、児童の保護者に対し、児童へのつきまとい、居所・学校等の周辺のはいかいを禁止する命令（平成19年改正で創設）

※ 罰則；1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

改正法による対応

○ 接近禁止命令について、**一時保護や親権者等の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。**

○ 面会・通信制限、接近禁止命令を行うことができる場合

	面会・通信制限	接近禁止命令
一時保護	○	× → ○
同意入所措置	○	× → ○
28条措置	○	○

○ 接近禁止命令の件数

平成26年度 1件
 平成27年度 1件
 平成28年度 1件
 平成29年度 0件

○ 28条措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があるかどうか(児童相談所に対する調査結果より)

	児童相談所数(か所)	割合(%)
ある	109	52
ない	100	48
計	209	100

＜活用が期待されるケース＞(児童相談所に対する調査結果より)

事例① 性的虐待を受けた児童・生徒を一時保護し、高校に通学していたが、虐待を行った保護者が学校に現れ、接触を持つおそれがある事例

事例② 父親が身体的虐待を行い逮捕勾留され、母親の同意を得て施設入所となったが、勾留期限が切れ、出所後に父親が施設などに現れたり、付きまといたりするおそれがある事例

事例③ 一時保護中に子どもを病院に受診させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある事例 など

附 則

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※検討が予定される項目(例) ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
・家庭裁判所による一時保護の審査

一時保護の手続等の在り方に関するこれまでの議論等 ③【抜本的強化関係】

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抄）

1 子どもの権利擁護

④ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- ・一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるものに見直す。
- ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。
- ・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する。

(2) 児童相談所の設置促進

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。
 - ※ 保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合
 - ※ 子どもが学校に通うことを拒否している場合
- ・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設置や第三者委員の設置などを進める。

法・第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。（再掲）

(7) 関係機関間の連携強化等

④ 保護者支援プログラムの推進

- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。
- ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。
- ・家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕組みの活用を促進する。

⑨ 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月24日 衆議院厚生労働委員会）

九. 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

十六. 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。

十七. 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて児童からの意見の聴取や養育環境を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年6月18日参議院厚生労働委員会）

十. 一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八. 児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団対等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、既に支援を実施している民間団対等との協力・連携を進め、必要な専門人材の要請などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九. 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子どもから意見を聴取するなど、養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。